

東アジアの家族： 実証調査に基づいた社会学分析

国際日本文化研究センター 助教
孫 詩彥（そん しいく）



自己紹介



国際日本文化研究センター 助教
北海道大学 学術研究員
東京都立大学 客員研究員

専門は家族社会学、ジェンダー研究

【現在取り組む課題】

- ・学術変革領域研究A「外国人の子育てと住まい：エスニシティ・ジェンダー・貧困に着目した実証研究」
- ・クラウドファンディング「生理用品の一般提供はいかにして可能か」
- ・若手研究「家事分担をめぐる調整：未就学の第1子を持つ夫妻のペアデータを用いた実証研究」の継続分析など

OUTLINE

- 01 共働き夫妻の役割分担の硬直化
- 02 異国の薄氷を踏む人々：
外国人子育て家族の住まいと課題





- ・低年齢の子どもを持つ女性の就労が増えていく中で、家事育児分担がこれまで以上に課題となる。

共働き夫婦の役割分担は、一般的に平等度が高いとされている。にもかかわらず、そのうち伝統的な性別分業に規定されない平等な役割関係を形成しているのは、子どものいない夫婦のみであることが明らかになっている。

- ・子どもの誕生と成長を夫と妻が共に経験していくなかで、共働きカップルの家事育児分担・調整に何が起こるか？
権力という観点を切り口に、実証的に解明してみた。

- ・調査対象：東アジア(中国と日本)の都市部で暮らし、未就学の第1子を育てる共働きの夫と妻

- ・調査方法：夫と妻を別々にしてインタビューを行い、夫妻のペアデータを組み合わせて分析した。

分析の結果、第1子誕生後に、妻と夫の間の役割分担に関する明確な交渉と調整が低調になること（役割分担の硬直化）が、役割分担が妻に偏る結果をもたらすことが分かった。動態的な平等の重要性が見えてきた。



【研究の魅力ポイント】

- ・ 東アジアというフィールドと調査対象の選定：異なる国に見えてきた通文化的な現象
- ・ 「妻の家族社会学」から夫妻ペアデータ：夫と妻の話を組み合わせた分析
- ・ 私的領域に持ち込む権力概念と操作的な分析：「顕在的権力」「潜在的権力」「不可視的権力」。



新たなResearch Question

- ・日本と中国をフィールドにした調査研究から、母国で暮らす人々の家事育児分担は、通文化的にみて硬直化の傾向を示していることが分かった。そこに個人で逆らえない構造的な力が働いている。
- ・一方、日本で暮らす外国人家族の子育て生活は、いかなるものになるか？妻たちは比較的に大きな不利やリスクを抱えているか、それとも異国で暮らして言語や経済力の資源状態が変わり、よりよい状態にたどり着くことができたのか。また、子どもたちはそれなりの「福祉」を守られる環境で育てられてきたのか。

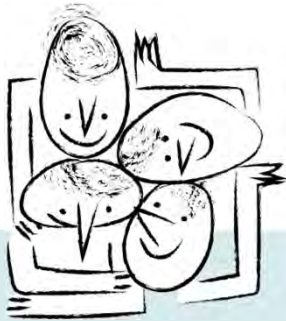
在日外国人家族への着目：住まいを切り口に

- ・ 居住福祉の検討：保護施設も福祉施設も、若者や女性、ホームレスなどへの支援を語るたびに、その根底に「居場所」の提供が重要
⇒住まいは生活の基盤として日本の福祉研究において重要視されている

- ・ 令和5年6月末の在留外国人数は322万3,858人（前年末比14万8,645人、4.8%増加）で、過去最高を更新

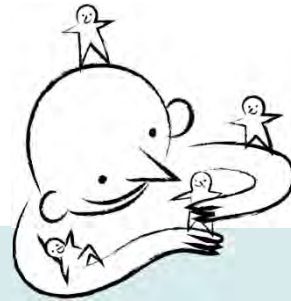
- ・ 近年しばしば話題になる「ビル一棟買い」の外国人像

- ・ ところが外国人の場合、居住確保が住民登録の前提で、住まいの問題は顕在化になりにくい。家賃負担や低質の住まいで暮らすことにより、家族生活へのしわ寄せが進行してもあまり注目されずにいる



居住福祉についての議論

- 住宅確保を自己責任と思われることへの疑問視(岡本2022)
- 一般市民が思う最低限の住まい：居住者の年齢や世帯構造によって異なる。質の重視と家賃負担の軽減(阿部・上枝2014)
- 住まいによる生殖統制(田間2006)。家賃負担で圧迫される子どもの生活(小田川2020)



外国人の受け入れ

- 日本は現在、家族帯同を可としながら中長期的な移民・外国人受け入れ政策がない。外国人労働者は低収入者比率が高く、子育て環境の整備が不十分。
- 格差や貧困、周縁化を招く恐れがある(高谷2019)。
- 国が外国人を都合のいい労働力として安価に使い、その権利が十分保証されていない(丹野2019)。



外国人の住まい

- そもそも入居に至るまでがむずかしく、住み続けるためにも支援が必要な状態。
- その結果、現時点の支援のほとんどもここに焦点を当てており、「日本のルールが分かったら従え」的支援。
- 支援から抜け落ちた人々、自分に支援が必要だと思わずなんとか頑張ってみる、という人々の状況を把握する必要がある。

高家賃で低質の住まいに不安定な暮らしをする外国人子育て家族

- ・そもそも借りられる部屋の少なさ（仲介業者への調査から）



中部、関西、九州、東北、北海道地域の大都市において外国人可の物件割合は全体の10-20%、首都圏は地域による



外国人可ではあるが保証人・緊急連絡人が見つからず審査に落ちる可能性



子育て家族で利用可能な物件の割合(とりわけ小さい子どもの入居を許される、長期契約が必要とされる、祖父母と同居しないことが前提などの制限がある)

・経済的の制限：ローンを組めず中古物件の一括購入で家を確保せざるを得ず、貯金額によって限られる不動産選択の幅

・文化や言語、生活習慣等の違い

・子どもの入園入学にともなう教育課題

調査と議論: to be continued

ご清聴ありがとうございました



本研究は学術変革領域研究(A)「外国人の子育てと住まい：エスニシティ・ジェンダー・貧困に着目する実証研究」(課題番号23H04437)と若手研究「家事分担をめぐる調整：未就学の第1子を持つ夫妻のペアデータを用いた実証研究」(課題番号 21K13413)、研究代表者：孫詩斌、の一部である。

いずれの調査も北海道大学大学院教育学研究院の倫理審査委員会の承認を得たものである。調査の実施と分析は研究倫理規定を遵守する。

調査にご協力をいただいた方々、助言をいただいた先生方にお礼を申し上げます。

参考文献

- 高谷幸（2019）「移民政策」なき受入れ政策：日本の外国人政策の歴史から外国人労働者の受入れ拡大を考える（特集 在日外国人の人権と社会保障(その1)) 賃金と社会保障(1728),4-10
- 丹野清人（2019）日本の外国人受け入れ政策の本質：外国人どもは死なぬように生きぬように（小特集 外国人労働者の受け入れ制度と貧困）貧困研究 22, 57-65
- 阿部彩・上枝朱美（2014）「最低限必要な住まいとは何か：一般市民への調査から」社会政策,67-82
- 岡本祥浩（2022）『居住福祉を学ぶ』東信堂
- 小田川華子（2020）「家賃負担が子どもの生活に与える影響：広さ・家賃負担・その他の支出のせめぎあいの実証分析」社会政策,139-150
- 田間泰子（2006）『近代家族とボディ・ポリティクス』世界思想社